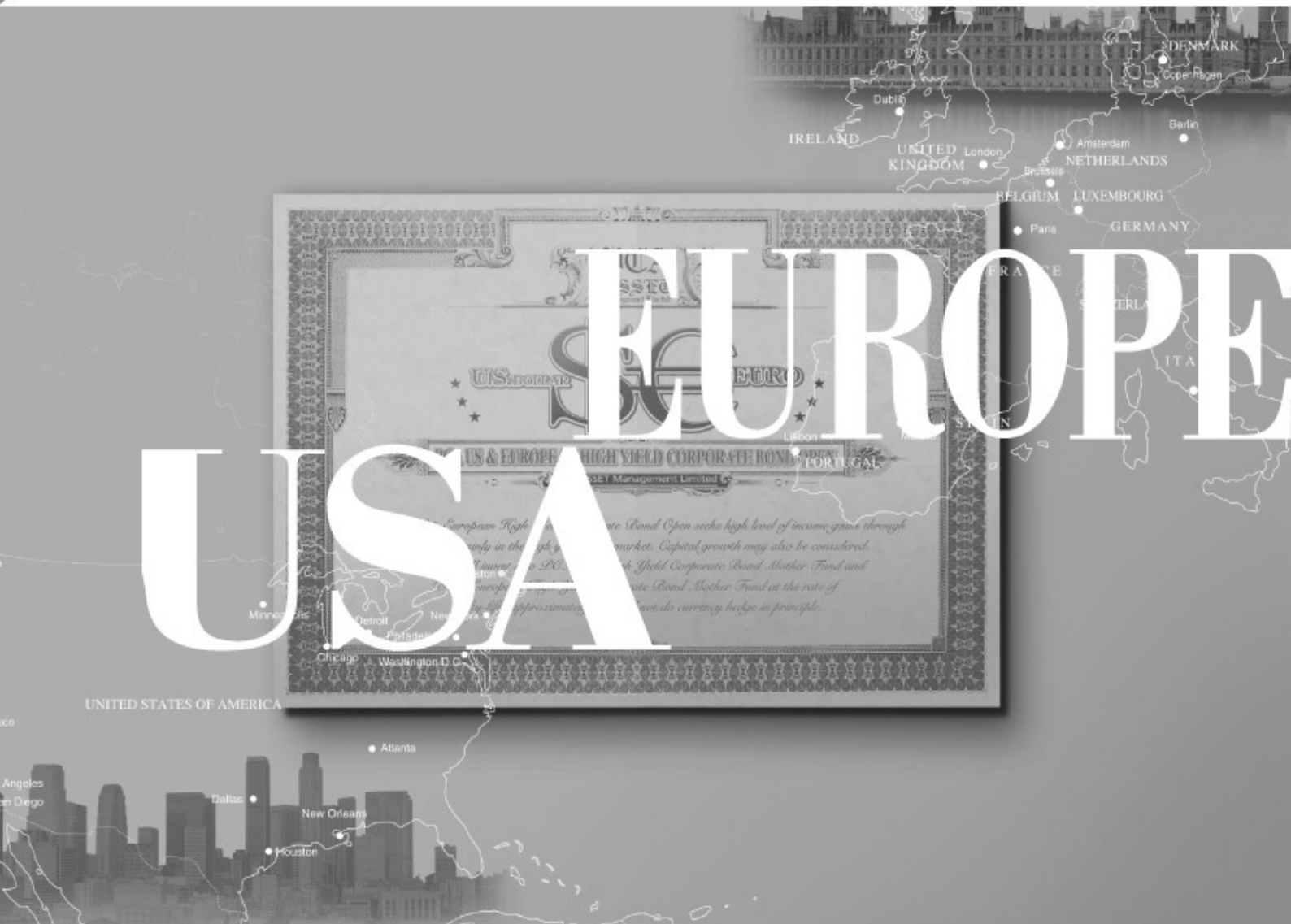


イーストスプリング 欧米高利回り社債オープン

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第379号
PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>
電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 社債))	年 12 回(毎月)	北米 欧州	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「イーストスプリング欧米高利回り社債オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 23 年 10 月 6 日に関東財務局長に提出しており、平成 23 年 10 月 7 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設 立 年 月 日	平成 11 年 12 月 1 日
資 本 金	649.5 百万円(平成 24 年 1 月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	5,629 億円(平成 24 年 1 月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として米国および欧州の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求した運用を行います。

■原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズのいずれかにより、B- / B3 以上BB+ / Ba1 以下の格付けを付与されている米ドル建てまたはユーロ建ての高利回り社債を中心に投資を行います。

※米ドル建てまたはユーロ建ての投資適格公社債（資産担保証券およびモーゲージ担保証券を含みます。）およびCCC- / Ca a3 以上CCC+ / Ca a1 以下のユーロ建て高利回り社債の組入れも可能とします。

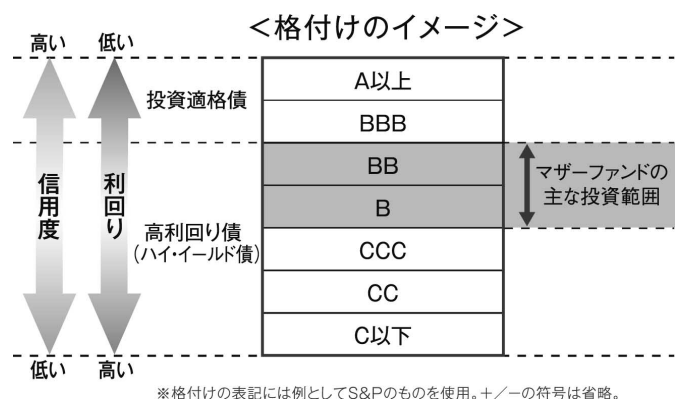
※S & Pまたはムーディーズによる格付けが付与されていないユーロ建て債券に関しては、同等の信用力を有すると判断される場合には、組入れを可能とします。

「社債」とは：

企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。多くの社債は発行企業が籍を置く国の国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利（スプレッド）の分だけ、国債に比べて高くなっています。一般に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は投資適格社債と比較して信用リスクが高いため、利回り水準が高くなる傾向にあります。

「高利回り債（ハイ・イールド債）」とは：

債券およびその発行体等のなかには、債務履行（元本および利子の支払い）の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。一般に、BBB-相当以上に格付けされている債券は「投資適格債」、BB+相当以下に格付けされている債券は「高利回り債（ハイ・イールド債）」などと呼ばれます。



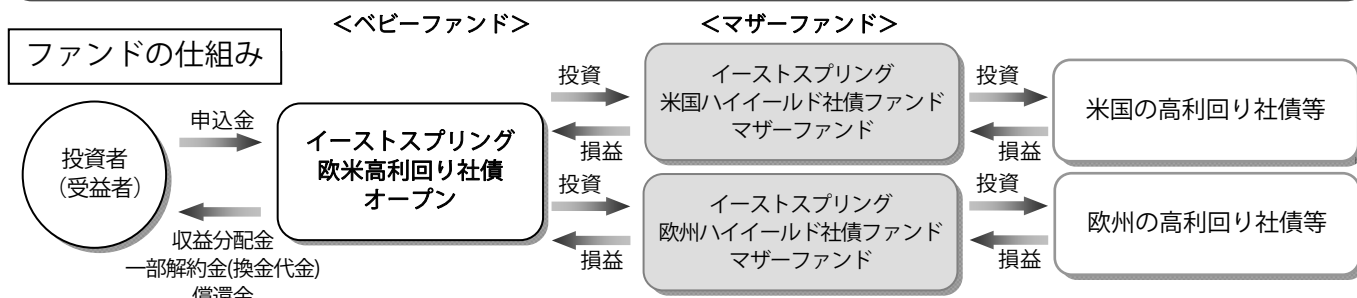
2 マザーファンドの運用は、ピーピーエム アメリカ インク (PPMA) および エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド (M&G) が行います。

＜マザーファンドの概要＞

マザーファンドの名称	イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド	イーストスプリング欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド
基本方針	主として米国の米ドル建て高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。	主として欧州のユーロ建て高利回り社債に投資することにより、安定的な金利収入の確保とともに証券の値上り益を追求し、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。
運用の委託先の名称	ピーピーエム アメリカ インク (略称：PPMA)	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド (略称：M & G)
委託の内容	イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンドの運用 ※国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。	イーストスプリング欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンドの運用 ※国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

PPMAおよびM&Gの運用の特徴

- PPMAおよびM&Gは、ともに債券運用のスペシャリストとして、安定運用を基本とした運用を行います。
- 両社のクレジット・アナリスト・チームは、いずれも格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、それぞれ企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。



- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国ハイイールド社債ファンド マザーファンド」および「イーストスプリング欧州ハイイールド社債ファンド マザーファンド」への投資を通じて、主として米国および欧州の高利回り社債に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 高利回り社債の運用にあたってはリスク管理を徹底し、投資リスクの低減を図ります。

- PPMAおよびM&Gでは、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組み合わせることにより、リスク管理を徹底します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組み入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

5 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- 原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）等からも収益分配を行う場合があります。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

<収益分配のイメージ>



※上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

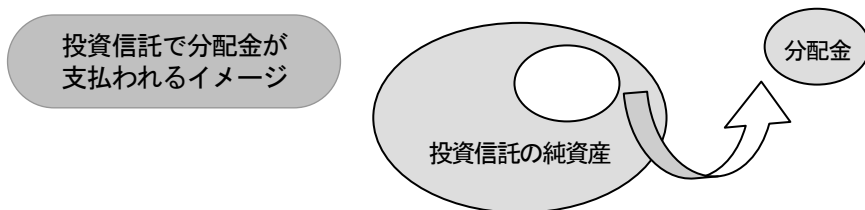
主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- クレジット・リンク債その他の有価証券でクレジット・デフォルト・スワップ指数を参照するもの（以下「CLN」といいます。）およびマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（CLNで投資信託証券の性質を有するものを除きます。）への実質投資割合の合計は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

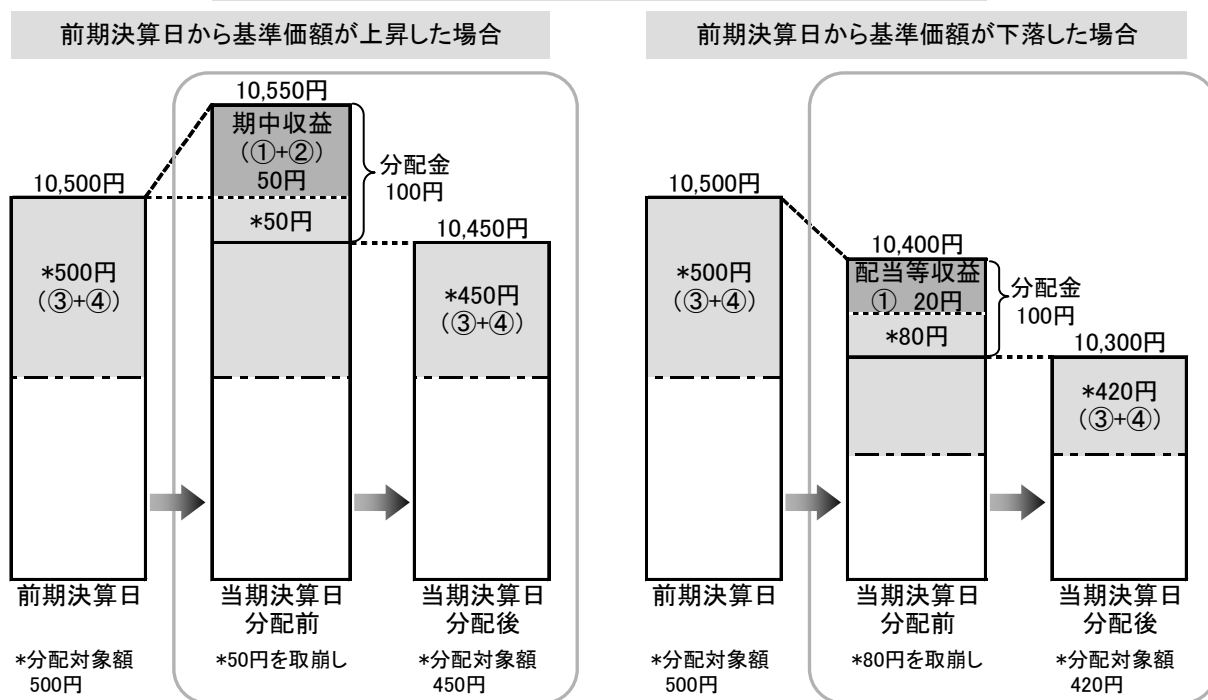
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



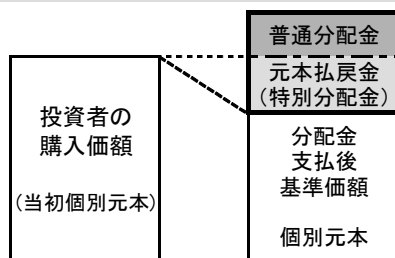
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

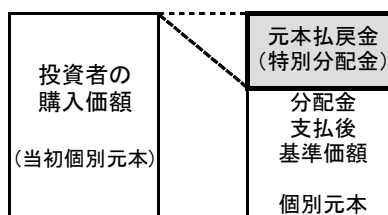
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 債券の発行者の債務不履行（元本や利子の支払い不能）リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券に実質的に投資を行いますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

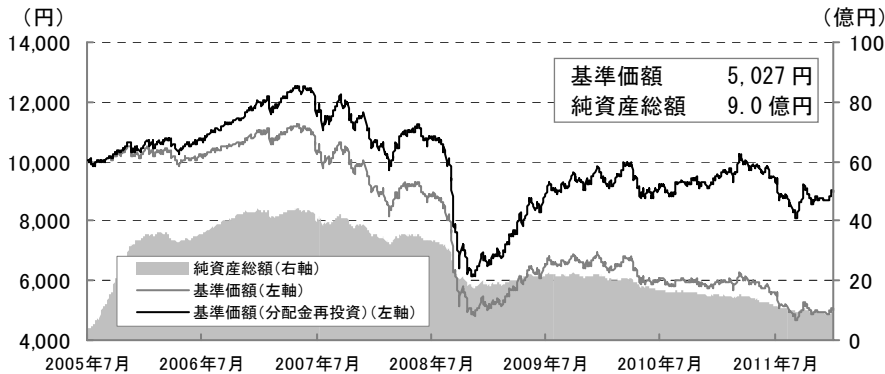


運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。 2012年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移 期間:設定日(2005年7月29日)~2012年1月31日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移 (1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2011年9月(第72期)	55円
2011年10月(第73期)	55円
2011年11月(第74期)	35円
2011年12月(第75期)	35円
2012年1月(第76期)	35円
直近1年間累計	600円
設定来累計	4,258円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況 (マザーファンドについては、2012年1月31日現在の名称で掲載しております。)

資産の種類	比率(%)
PCA米国ハイールド社債ファンド マザーファンド	48.75
PCA欧州ハイールド社債ファンド マザーファンド	51.35
現金・その他	-0.09

●「PCA米国ハイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
米ドル建公社債	92.52
現金・その他	7.48

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。米ドル建公社債の比率は経過利子相当分を含んでおります。

組入上位5銘柄

銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1 FRONTIER COMMUNICATIONS	通信	9.000	2031/08/15	BB	1.93
2 ROYAL CARIBBEAN CRUISES	サービス	7.500	2027/10/15	BB	1.91
3 FORD MOTOR COMPANY	自動車	7.450	2031/07/16	BB+	1.67
4 INTL LEASE FINANCE CORP	金融	5.650	2014/06/01	BBB-	1.47
5 SPRINGLEAF FINANCE CORP	金融	6.900	2017/12/15	B	1.38

※比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※格付けは、S&PおよびMoody'sの格付けをもとに、当社が独自に評価したものです。

※業種は、BofAメリルリンチの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

●「PCA欧州ハイールド社債ファンド マザーファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
ユーロ建公社債	93.45
現金・その他	6.55

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。ユーロ建公社債の比率は経過利子相当分を含んでおります。

組入上位5銘柄

銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1 ZIGGO BOND CO	メディア	8.000	2018/05/15	B+	3.20
2 CONTI-GUMMI FIN	自動車	7.500	2017/09/15	BB-	3.08
3 FIAT INDUSTRIAL FI	自動車	6.250	2018/03/09	BB+	2.66
4 INTERGEN NV	公益事業	8.500	2017/06/30	BB-	2.32
5 OBRASCON HUARTE	サービス	7.375	2015/04/28	BB	2.25

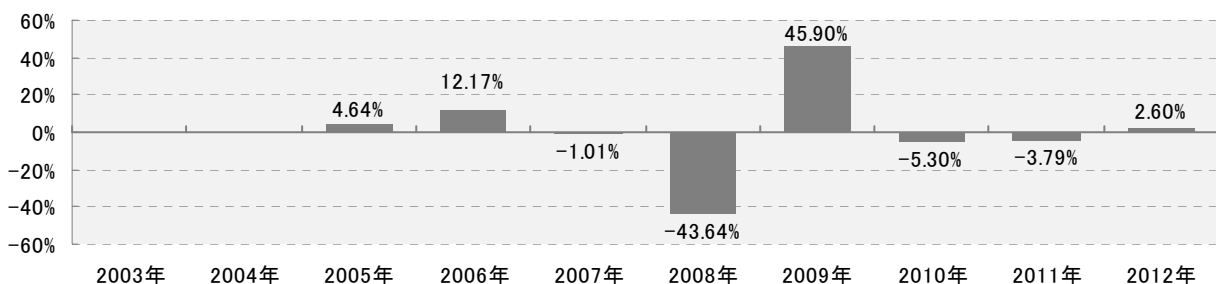
※比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※格付けは、S&PおよびMoody'sの格付けをもとに、当社が独自に評価したものです。

※業種は、BofAメリルリンチの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2005年は、設定日(2005年7月29日)から2005年12月末までの収益率です。

※2012年は、1月末までの収益率です。

IV

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ロンドンの金融商品取引所の休業日または銀行休業日 ②ニューヨークの金融商品取引所の休場日または銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成23年10月7日から平成24年10月9日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限（平成17年7月29日設定）
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回（1月および7月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用	■購入時手数料 3.675%（税抜3.5%）を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
	■信託財産留保額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用	■運用管理費用（信託報酬） 純資産総額に対して 年率1.554%（税抜1.48%） 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。
---------------------	---

各販売会社の取扱い純資産残高のうち		300億円以下の部分	300億円超の部分
配 分	委託会社	年率0.7665%（税抜0.73%）	年率0.7770%（税抜0.74%）
	販売会社	年率0.7350%（税抜0.70%）	年率0.7350%（税抜0.70%）
	受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）	年率0.0420%（税抜0.04%）

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

■その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成24年1月末現在のもので、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。